

外国出願を費用面から支援します！

平成 28 年度宮城県中小企業 外国出願支援事業

【応募資格】

- 申請時点において、既に日本国特許庁に対し特許・実用新案・意匠又は商標出願済であり、年度内に外国特許庁へ同一内容の出願を行う予定の案件
- 「中小企業者」又は「中小企業者で構成されるグループ」※法人格を有しない個人事業主も含む
地域団体商標に係る外国出願は、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び NPO 法人（特定非営利活動法人） 等

【選定基準】

- 先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと
- 外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営向上を目指す意欲があること
- 助成を希望する出願に対し、権利が成立した場合等に「当該権利を利用した事業展開を計画している」又は「商標出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している」こと
- 産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること

【補助対象経費】

- 外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費 等
※補助事業者の採択決定後に発生した費用（採択前に発生した費用は対象外）

【補助率上限額】

- 補助率：1/2 以内
- 上限額：1 企業に対する上限額 3 0 0 万円（複数案件の場合）
案件ごとの上限額・・・特許 1 5 0 万円、実用新案・意匠・商標 各 6 0 万円、冒認対策商標 3 0 万円

【公募期間】

- 平成 2 8 年 5 月 2 3 日（月）～ 6 月 2 4 日（金）

情報公開について

審査の結果、採択となった案件については、事業者名、所在地、権利種別等をホームページ等で公開する場合があります。（機密情報に関する部分等については公開いたしません）

《お問合せ先》公益財団法人みやぎ産業振興機構 産学連携推進課（青木、田村）
〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1-14-2（宮城県商工振興センター 3 階）
Tel 022-225-6638 Fax 022-263-6923
Mail koudo@joho-miyagi.or.jp URL <http://www.joho-miyagi.or.jp/>

